

石狩浜の海浜植物の保全

—北海道管区行政評価局行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省北海道管区行政評価局（局長：上関克也）は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之）に諮り、「関係機関に協力を要請し、石狩浜一带の利用マナーの啓発等の段階を踏み、結果に応じて、海岸法による行為規制の適用を検討すべき」などの意見を踏まえ、このほど北海道札幌土木現業所に対してあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

石狩浜の海浜植物は、砂丘を走るバギー車等により、傷めつけられ、危機に瀕しているため、海岸管理者等が保全を図るためロープで柵を設置したが、ロープを切ったり、かいくぐったりして植生上へ侵入している。海岸は誰でもが利用できる場所ではあるが、貴重な海浜植生が自生している地域は、何らかの手段を講じて保全してほしい。

【現状】

- 石狩浜は、砂浜が締まっており、水際まで車が進入できること、砂浜が広いこと、札幌中心部から約 40 分と近いことなどから、水上バイク・バギー車の走行、釣り、キャンプ、海水浴等で多くの人々が利用している。
- 石狩湾新港東埠頭から石狩川河口までの約 7 キロメートルは、海岸法による海岸保全区域と一般公共海岸区域、河川法による河川区域から成り、海岸保全区域は北海道札幌土木現業所及び石狩湾新港管理組合が、一般公共海岸区域は北海道札幌土木現業所が海岸管理者として管理している。
- 河口区域については、石狩市が河川管理者から占用許可を受けるなどし、市条例により、保護地区に指定し、保護柵を設置するなどして、植生の保護管理に努めている。
- 石狩市は、一般公共海岸区域の占用許可を受け、車乗り入れ防止柵を設置したが、バギー車等の侵入が絶えないことから、平成 21 年に侵入箇所を補強したところ、その効果が認められた。
- 北海道札幌土木現業所は、海岸保全区域と一般公共海岸区域の一部、約 2,600 メートルに車乗り入れ防止柵を設置し、定期的実施している海岸パトロールで随時補修を行い、平成 20 年 7 月には、砂で埋没した車乗り入れ防止柵の復旧作業を実施している。
- しかし、車乗り入れ防止柵のロープを切断又は緩めて植生域へ侵入するバギー車等は跡を絶たず、また、多くの利用者が様々な形態で利用し、ゴミの不法投棄等の問題も発生していることから、海岸環境の保全及び公衆の適正な利用を図る措置を講じる必要がある。

【北海道札幌土木現業所に対するあっせん要旨】

- ① 車乗り入れ防止柵の点検を行い、バギー車等の乗り入れ箇所については防止柵を補強するとともに、海浜植物の保全理由を明示した車両進入禁止の注意看板を設置すること。
- ② 関係部局及び関係機関に協力要請するなどして、海岸の利用区域のすみ分けを行うとともに、海岸利用マナーの啓蒙活動を行うこと。
- ③ 海岸利用マナーの啓蒙活動後においても、バギー車等の乗り入れにより海浜植物の被害が認められる場合には、海岸法に基づく行為制限の適用を検討すること。

【海岸の制度】

- 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条の 2 において、主務大臣は海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本方針を、第 2 条の 3 において、都道府県知事は海岸保全基本方針に基づき海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めることとされている。
- 北海道は、平成 15 年 2 月、北海道の海岸を 9 地区に分け、地区ごとに海岸保全基本計画を策定している。石狩湾沿岸海岸保全基本計画では、石狩浜における海岸保全の方向・施策として、①石狩浜海浜植物保護センターなどと協力・連携を図り、すぐれた海浜植生の保全、再生に努める、②保護すべき区域とレクリエーション活動区域を明確にする、③海岸利用マナーの啓蒙活動を行う、④貴重種が生息する海浜海岸については車両等の乗り入れ規制及びその対策を検討することなどが定められている。
- 海岸法第 8 条の 2 において、海岸保全区域における行為の制限について規定されているが、北海道札幌土木現業所では、法を適用する場合は、当該区域に国の天然記念物などの希少動植物が生息する等、海岸管理者として保護する必要がある、かつ、住民からの強い要請、自治体や関係機関の広い合意が必要としている。

北海道管区行政評価局行政相談部

首席行政相談官：こしの こういち 越野 功一

電 話：011-709-1803(直通)

011-709-2311(内線 3123)

電子メール：hkd32@soumu.go.jp